

# 公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究等に係る不正行為防止に関する規程

IGES規程 第24号  
2011年6月24日制定  
2012年4月1日改正  
2015年10月1日改正  
2016年6月1日改正  
2017年7月1日改正

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）における研究活動に関わる全ての者が社会的責任を果たし、信頼される研究を実施するうえで必要となる研究活動の公正性を確保するため、研究上及び研究資金の執行に係る不正行為の防止措置並びに不正行為に対する必要な措置を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において「研究上及び研究資金の執行に係る不正行為（以下、「研究等に係る不正行為」という。）」とは、次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

1. 資料・データ等の捏造：研究者等が調査を行わなかった、または調査の結果としてデータを取得できなかったにもかかわらず、資料・データ等を作成すること。
2. 資料・データ等の改竄：研究者等が行った調査の結果得られた資料・データを、根拠なく加工すること。
3. 著作権の侵害：出典を明示または明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、または要約を作成することその他他人が発表した資料等を盗用すること。
4. 作為的な行為によって恣意的に取得した資料等の利用：調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。
5. 研究資金の不正受給：偽りその他不正な手段により競争的研究資金制度における研究費を受給すること。
6. 研究資金の不正使用・不正経理：競争的研究資金制度における研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、その他法令等に違反して研究費を支出すること。
7. 資料の不正取得および利用：不正な手段によって外部に持ち出された資料等を取得あるいは利用すること、また不正な手段により資料を取得、公表、伝達すること。
8. 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
9. 利益相反：外部機関から得る利益と本機関における責任が相反していること、又は公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるのではないかと懸念される事態にあること。

二本規程において、「研究活動に関わる全ての者」とは、理事、評議員、職員、研究協力者（IGESフェロー、客員研究員、常駐コンサルタント契約者を含む）、インターンをいう。

## (研究倫理)

第3条 研究活動に関わる全ての者は、その社会的責任を自覚し、研究等に係る不正行為はIGESに対する社会的な信頼を揺るがすものであることを認識して、次に掲げる事項に留意する。また人事委員会は、研究倫理に関する定期的な研修を実施し、研究業務に関わる職員<sup>1</sup>の受講を確認する。

1. 研究成果について、その科学的根拠が明確に説明できること。
2. 成果の発表にあたっては、その科学的根拠について説明責任があることを自覚し、共著者など関係者による科学的合理性の認識を徹底すること。
3. 指導的立場にある研究者は、健全な研究活動を維持し、研究等に係る不正行為が起らない研究環境を保持するため、以下の事項に留意すること。
  - ① 研究に直接関与し又は協働した機関或いは個人に対し事前に十分な情報提供を行い、研究実施体制及び内容についてのインフォームド・コンセントを徹底する。
  - ② 担当研究者に対し、研究成果の発表後10年間は関連した研究データを保存するよう指導し、必要な場合は開示させる。
  - ③ 研究資金についての透明性を確保する。
  - ④ 資金提供者等からの圧力による研究成果の偏りを排除する。
  - ⑤ 研究活動に参加する者が有する知見、経験及び権利を互いに尊重する。
  - ⑥ 持続可能な開発に反する結果が生じる可能性がある場合を除き、情報の開示に努める。
  - ⑦ 質の高い研究成果を生み出すために必要な研究能力が確保されるよう努める。
4. 研究資金の執行に関わる者においては、資金管理に係る不正が起らない環境を保持するため、以下の事項に留意すること
  - ① 拠出金、補助金、政府からの委託費等はもちろん、研究者個人に交付された補助金（科学研究費補助金等）であっても、その原資が公的資金であることを強く認識して、資金を適正に執行すること
  - ② 資金の執行に当たっては、関連法規や関係する規程等に基づき執行すること

（研究不正防止の推進及び不正処理の体制）

第4条 本機関における研究不正防止の推進及び不正処理に必要な措置についての決定は人事委員会（議長＝理事長、副議長＝所長）が行なう。

二 研究不正防止推進に関する業務は専務理事が統括する。

（相談・通報）

第5条 研究等に係る不正行為に関する相談・通報窓口は、本機関内部と外部に設ける（以下、内部窓口、外部窓口と呼ぶ。）。内部窓口はIGES人事委員会事務局 [personnelcommittee@iges.or.jp](mailto:personnelcommittee@iges.or.jp) とし、外部窓口は人事委員会が別途定める第三者の専門家とし、その責任者は人事委員会議長とする。通報は通報シート（別紙様式1）により基本的に顕名により行うものとするが、匿名による通報についても、通報対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて科学的合理的理由が示されている場合には、顕名の場合と同様に取り扱うことができる。

（通報の受理）

第6条 人事委員会は、第5条の規定により通報があった場合には、その内容を確認し、通報対象事案の

---

<sup>1</sup> 就業規程第1条に規定する職員をいう。

内容と不正の存在又はその疑いについて科学的合理的理由が示されている場合には、当該通報を受理することとし、当該通報者に対して、受理又は不受理の結果を通知する。

#### (人事委員会による調査)

第7条 人事委員会は、第6条の規定により通報を受理したときは、研究等に係る不正行為があったかどうか、不正行為の内容、不正行為に関与した者、通報が悪意に基づくものであるかどうか等について調査を行う。

二 調査は、必要に応じ所内の専門家の協力を得て実施し、必要に応じ、通報者及び被通報者より弁明を聴取する。

三 人事委員会は、調査を行うときは、当該研究活動に関わった者に対しそれらが保有する資料の保全や当該研究費の使用停止等を命ずることができる。

四 人事委員会は、調査を行うことを被通報者（通報において通報対象事案に関わっていたとされる者をいう。）及び被通報者の所属機関（以後、「被通報者等」という）に通知する。

五 人事委員会は、通報を受理したときは、受理した日から原則として90日以内に調査を終了し、その結果を通報者及び被通報者等に開示する。

六 前項の規定により開示された調査結果において不正行為に関わったと認定された被通報者及び悪意に基づく通報であると認定された通報者は、前項の規定により開示された調査結果に対して不服がある場合、同項の規定による開示の日から30日以内に不服申立書（別紙様式3）を人事委員会議長に提出することができる。

七 人事委員会は、前項の規定による不服申立書の提出があった場合には、それぞれ通報者又は被通報者等にその旨を通知するとともに、第8条に規定する調査委員会による調査を行うか否かを決定する。

八 人事委員会は、前項の規定において、調査委員会による調査を行わないと決定した場合には、通報者及び被通報者等に当該決定を通知する。

九 人事委員会は、第六項に規定する不服申立書の提出がない場合には、速やかに調査結果報告書を作成する。

#### (調査委員会の設置)

第8条 人事委員会は、前条第五項の規定による調査においてより詳細な調査が必要であるとの結果となったとき及び同条第七項において調査委員会による調査を行うと決定したときは調査委員会を設置する。

二 調査委員会は、顧問弁護士のほか、当該事案に直接の利害関係を有しない外部専門家により構成され、調査委員会委員長及び委員は、人事委員会議長が委嘱する。

三 人事委員会は、調査委員会メンバーについて、通報者及び被通報者等に通知する。通報者及び被通報者は、異議申立書（別紙様式2）により、2週間以内に、調査委員会メンバーの妥当性について異議申し立てを行うことができる。異議申し立てがあった場合は、人事委員会がその内容を審議し、妥当であると判断した場合、メンバーの交代を行い、その旨を通報者及び被通報者等に通知する。

#### (調査委員会の調査)

第9条 調査委員会委員長は、第8条第三項に規定する期間を経過したときは、速やかに調査委員会を招集し、調査を開始し、なければならない。

二 調査委員会は、調査にあたって、被通報者の弁明を聴取し、当該事案への関与の度合いを確認・認定

する。

三 調査委員会は、通報が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合には、あらかじめ通報者の弁明を聴取する。

四 第7条第五項の規定により開示された調査結果において不正行為に関わったと認定された被通報者及び悪意に基づく通報であると認定された通報者は、同調査結果に対して不服がある場合、調査委員会設置の日から30日以内に不服申立書（別紙様式4）を調査委員会委員長に提出することができる。

五 調査委員会は、前項の規定による不服申立書の提出があった場合には、それぞれ通報者又は被通報者等にその旨を通知するとともに、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。

六 調査委員会は、前項の規定において、再調査を行わないと決定した場合には、通報者及び被通報者等に当該決定を通知する。

七 調査委員会は、前項の規定による再調査を行った場合、その調査の結果を通報者及び被通報者等に開示する。

八 調査委員会は、第五項に規定する不服申立書の提出がない場合には、速やかに、又は第六項に規定する再調査を行う場合には、当該再調査を行った上で調査を開始した日から原則として120日以内に、調査結果報告書を作成し、人事委員会に提出する。なお、第五項の規定による不服申立てがあった場合には、当該不服申立書を併せて人事委員会に報告する。

（競争的資金配分機関への通知等）

第10条 人事委員会は、通報対象事案に係る研究が国の競争的資金（資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金）によるものである場合には、第7条第一項の規定による人事委員会調査の開始、第7条第五項の規定による人事委員会調査結果、第9条第一項の規定による調査委員会による調査の開始、第9条第四項の規定による不服申立書、第9条第五項の規定による再調査の実施に関する決定、第9条第七項の規定による調査委員会調査結果及び第9条第八項の規定による調査結果報告書を、当該競争的資金を所管する機関（配分機関）に対して通知又は報告する。

二 人事委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該配分機関に報告する。

三 人事委員会は、調査の終了前であっても、配分機関の求めがあった場合には、調査の進捗状況報告等を当該配分機関に提出する。

（研究等に係る不正行為が認定された場合の措置）

第11条 人事委員会は、第9条第八項の規定により調査委員会から研究等に係る不正行為があったとの報告を受けたときは、原則としてその調査の概要等（研究等に係る不正行為に関わった者の氏名を含む。）をIGESウェブサイト上で公表するとともに、研究等に係る不正行為に関わった者の処分、研究成果の修正勧告等の措置を講ずる。

（研究等に係る不正行為が認定されなかった場合の措置）

第12条 人事委員会は、第9条第八項の規定により調査委員会から研究等に係る不正行為があったとは認められないとの報告を受けたときは、すべての調査関係者にその旨を通知するとともに、被通報者等に対

しては、研究等に係る不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われないような措置を講ずる。

二 人事委員会は、第 9 条第八項の規定により調査委員会から通報が悪意に基づくものであったとの報告を受けたときは、原則としてその調査の概要等（当該通報者の氏名を含む。）を公表するとともに、当該通報者が本財団の職員である場合は、その処分等の措置を講ずる。

三 不正行為が認定されなかった場合であっても、調査事実が外部の知るところとなった場合や論文等に故意によるものでない誤りがあった場合であって社会的影響が大きい場合は、調査結果を公表することがある。

（通報者等、調査協力者の保護）

第 13 条 人事委員会は、通報者等又は調査協力者がこの規程に基づき通報又は調査への協力を行ったことを理由として不利益な行為を行ってはならない。

二 人事委員会は、通報者等又は調査協力者がこの規程に基づき通報又は調査への協力を行ったことを理由として当該通報者等又は調査協力者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

（被通報者に不利益をもたらす行為の禁止）

第 14 条 研究活動に関わる全ての者は、第 12 条に基づき講ずる措置を除き、被通報者が通報されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

（調査への協力）

第 15 条 研究活動に関わる全ての者は、本規程に基づく調査等に協力しなければならない。

（秘密の保持）

第 16 条 研究活動に関わる全ての者は、本規程に規定する調査等に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

二 本規程に規定する研究等に関わる不正行為の調査等に関わる者は、調査等において通報者が特定されないよう配慮するとともに、調査等に係る通知にあたっては、被通報者や調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

（不正な目的による通報の禁止）

第 17 条 研究活動に関わる全ての者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的での通報を行ってはならない。

（調査等の事務に携わる者の制限）

第 18 条 研究等に関わる不正行為の事案の事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、2011 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2015年10月1日から施行する。

附則

この規則は、2016年6月1日から施行する。

附則

この規則は、2017年7月1日から施行する。

通報シート

(注意事項)

1. 通報はメール又は封書で行って下さい。
2. 匿名による通報は、通報対象事案の内容と不正があると疑わせるに足る合理的理由が示されている場合に限られます。
3. 匿名で行った通報に対しては、受理等の通知は行いませんので、ご注意下さい。

---

1. 通報日 年 月 日

2. 通報者氏名

3. 通報者所属

4. 通報者への連絡方法 希望する欄に印を付けてください（複数可）。

電話

メールアドレス

その他

連絡を取る場合の留意事項があれば記載してください。

( )

5. 研究等に係る不正行為

(1) 研究等に係る不正行為の内容 - できるだけ具体的に記載して下さい -

(2) 研究等に係る不正行為の行為者

(3) 研究等に係る不正行為があったと思慮される理由 - できるだけ具体的に記載して下さい -

窓口記入欄 - 通報者の方は何も記載しないで下さい -

--

異議申立日 年月日

異議申立書

人事委員会議長 殿

所属  
連絡先  
氏名

印

公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究等に係る不正行為防止に関する規程第 9 条第三項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付で通知のありました調査委員会委員長又は委員の任命又は委嘱について下記のとおり異議を申立てます。

1. 異議申立に係る委員長又は委員名
2. 異議申立の理由

別紙様式3（人事委員会調査用）

不服申立日 年 月 日

不服申立書

人事委員会議長 殿

所属

連絡先

氏名

印

公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究等に係る不正行為防止に関する規程第 8 条第六項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付で開示のありました調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

1. 不服申立てに係る箇所
2. 不服の理由

別紙様式4（調査委員会調査用）

不服申立日 年 月 日

不服申立書

調査委員会委員長 殿

所属

連絡先

氏名

印

公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究等に係る不正行為防止に関する規程第 10 条第五項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付で開示のありました調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

1. 不服申立てに係る箇所
2. 不服の理由